

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年4月19日開催 信託協会]

1. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、各金融機関に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組を後押しする観点から、各行が公表された実績をとりまとめてウェブサイト上で公表しており、2023年3月17日、2022年度上期分（4月～9月）を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

2. マネロン対策等にかかる実態調査発出について

- マネロン対策等については、各業法に基づく報告徴求命令を発出し、毎年、各金融機関の取引実態やマネロン対策等に係るデータの提出をお願いしている。本年も、2023年3月末時点の報告に向けて、報告様式を送付しており、5月末までの提出をお願いしたい。
- なお、昨年までに報告徴求により提出いただいた自己評価とマネロン検査の結果を比較してみると、金融機関が報告徴求で態勢整備ができていると申告した項目でも、実際に検査では態勢整備が不十分と判断される項目がかなりの数に上っており、金融機関の自己評価と実際の態勢整備状況に差が出ている状況にある。
- マネロン態勢整備期限まで残り1年を残すところとなり、自社の態勢状況を適切に把握することが重要である。

各経営陣におかれては、マネジメントの観点から、

- ・ マネロン対策の担当部門が作成した報告が、自社の検査指摘事項等を踏まえて、客観的かつ適切に自社の態勢を評価できているか、過度に過大な評価となっていないかを、今一度担当部門にご確認いただきたい。
- ・ また、担当部門への適切な人材の配置ができているか、改善策の実施に当たって社内の調整に支障が生じていないかといった点についても、確認・改善を行っていただき、2024年3月末の期限までにマネロン管理態勢の整備を完了していただくよう、改めてお願いしたい。

3. 金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査結果の還元及び「取組方針・取組状況」の充実について

- 先般、地域銀行向けに金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施した。調査結果で見られる課題は、業態によって差はあるが、他業態でも参考になるので紹介する。なお、調査結果は2023年4月11日に金融庁ウェブサイトで公表済みであり、詳細はそちらを確認いただきたい。
- 調査結果について懸念点をいくつか申し上げますと、
 - ① リスク・リターン・コスト等を含む商品性の事前検証について、3割弱の銀行で「実施していない」との回答があった。
 - ※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では「個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか」が監督上の着眼点とされており、また、顧客本位の業務運営に関する原則6においても「顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」とされている。
 - ② 三線管理について、1割強の銀行で準拠性に留まらない検証※を「実施していない」との回答があったほか、ごく一部の銀行ではあるが、販売手数料の高い金融商品の販売に傾注しないための工夫・検証や苦情を踏まえた販売態勢の検証・見直しを「実施していない」との回答があった。
 - ※ 例えば、高齢者に外貨建て一時払い保険を販売する際、行内規定で親族の同席が必要と

規定している銀行が多いが、同席有無の外形的な事実のみの検証に留まり、販売偏重等について検証していない事例も散見される。

- なお、これまでのモニタリングを踏まえると、「実施している」と回答した銀行の中にも、そうした取組みができていない先が多く、実際の販売態勢や営業実態について認識できていない先があることが懸念される。
- こうした取組みを行わず、「顧客の最善の利益」を追求していくことは困難であると考えており、改めて現状の取組結果や態勢について検証いただくとともに、必要に応じて、「取組方針」を見直していただきたい。

※ 四半期最終月の販売偏重や外貨建て一時払い保険の販売偏重がないかといった点についての検証も含む。

- また、仕組債の販売について、多くの先で「2022年11月末時点で取扱無し」との回答があった。この点、金融商品全般の適切な販売態勢の構築の観点からは、販売停止の事実よりも、内部でどのような議論を行い、どのような理由・考え方で停止に至ったのかという点が重要と考えている。仕組債の販売を継続する場合は、適切なリスク・リターン検証結果に基づき、「顧客の最善の利益の追求」の観点から、経営陣が責任を持って判断していただきたい。

4. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2023年2月8日、内閣官房において第5回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、
 - ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
 - ・ 制度開始に向けたスケジュール
 - ・ 対象となる業者の指定基準（案）が公表された。

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

5. NISA の周知・広報について

- 税制改正大綱に盛り込まれたことをお伝えしていた NISA の抜本的拡充・恒久化については、改正税法が成立して、新しい NISA が 2024 年 1 月より開始することとなった。
- 新しい NISA に対する国民の関心が高まっているので、政府としては、こうした機会をとらえて、特に年内において、各金融機関と連携を密にして、①ライフプランに基づく資産形成の重要性、②これを踏まえた NISA の賢い活用、などのメッセージを国民の幅広い層に届けられるよう、周知・広報活動を活発化したいと考えている。
- このため、各行には、現場レベルも含めて、NISA 等についての周知・広報活動の積極的な展開と、金融庁も含めた関係団体の連携強化を改めてお願いするものであるが、その際に以下の 2 点に留意いただきたい。
 - ① NISA の周知・広報に当たっては、必ず、ライフプランに基づく資産形成の重要性を併せて周知していただいた上で、資産形成のための選択肢の一つとして、NISA の活用が考えられる、と正確にお伝えいただきたい。
 - ② NISA の活用は、投信や株式等に対する投資なので、値下がり等のリスクを負うこと、また、NISA は、長期・積立・分散の投資を慫慂するものであることを、明確にお伝えいただきたい。
- この 2 点については、実際に顧客に案内をする現場に周知願いたい。金融庁としても、周知に活用できるコンテンツのサンプル（参考）になるものを至急、検討中であり、今後、早急に各行にフィードバックするので、必要に応じて、活用願いたい。

6. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改革に繋がっている例もある。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報が入力が求められているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たな NISA 制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応

し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただきたい。また、金融行政モニター制度を貴協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

7. G7における議論の動向について

- 日本は本年 G7 議長国を務めており、G7 財務トラックでは、①ウクライナ支援、対ロシア金融制裁、途上国の債務問題、エネルギー・食料不安といった喫緊の課題への対応、②気候変動・国際保健・金融デジタル化といった世界経済の強靱化に向けた取組み、③多様な価値を踏まえた経済政策の在り方の、3点を中心に議論を進めていく予定。このうち金融分野では、暗号資産やサステナブルファイナンスがプライオリティとなっている。
- 直近では、今月 12 日に米国・ワシントン DC において G7 財務大臣・中央銀行総裁会合が開催された。会合後に公表された G7 ステートメントでは、最近の金融セクターの動向は、世界経済の見通しの不確実性と引き続き警戒していく必要性をハイライトするものとしつつ、関係当局の迅速な対応と 2008 年の世界金融危機以降に実施された規制改革等によって、金融システムは強靱であるとの認識が再確認された。その上で、G7 として、引き続き、金融セクターの動向を監視するとともに、国際金融システムの安定と強靱性を維持するために適切な対応を取る用意があることが確認された。
- 今後は、5月 11 から 13 日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19 から 21 日に広島で首脳会合が開催される予定。今後も各金融機関の意見もよく伺いつつ、G7 を含めた国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)